

改正後全文

障発 0921 第 8 号
平成 30 年 9 月 21 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）

身体障害者及び知的障害者に係る航空旅客運賃の割引については、それぞれ「身体障害者航空旅客運賃の割引について」（平成 14 年 10 月 16 日社援発第 1016008 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成 3 年 9 月 24 日児発第 812 号厚生省児童家庭局長通知）（以下「両通知」という。）によって、周知しているところです。

今般、一部の航空運送事業者において、精神障害者に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障害者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を有している者全員に対して、介護者 1 名まで割引を適用することになりました。

これに伴い、障害者に対する航空旅客運賃の割引について、別紙のとおり、取り扱われることとなりましたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段のご協力をお願いいたします。また、両通知は平成 30 年 10 月 4 日をもって廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、本通知については、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

別紙

第1 割引運賃額及び購入手続等

障害者に対する割引運賃及び購入手続等は、第2に掲げる各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なることがある。

第2 割引運賃の適用区間

割引運賃の適用区間は、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)の定期航空路線の国内線全区間とする。

第3 割引運賃の適用範囲等

1 身体障害者について

身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者が介護者(航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。)と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

2 知的障害者について

療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

3 精神障害者について

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の精神障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該精神障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

第4 実施期日

障害者に対する割引運賃の適用範囲の拡大措置は、令和2年10月1日より実施済される。